

令和4年度三重県農村地域資源保全向上委員会（第1回）の議事概要

■ 開催日時

令和4年6月27日（月）13時30分から16時45分まで

■ 開催場所

J A 三重健保会館 4階 中研修室（三重県津市羽所町525-1）

■ 出席委員

杉浦委員長、岡島委員、木村委員、小林委員、福井委員 計5名

■ 議事概要

1 中山間ふるさと水と土保全対策事業について

（1）中山間ふるさと水と土保全対策事業について

・事務局より、事業内容、令和3年度の事業実績と令和4年度の取組内容について説明を行いました。

（委員）環境創造事業は2地区が上限なのですか。また、申請には手間がかかると思いますが、支援などを行っていますか。

（事務局）上限はありませんが、地元負担が必要であることから、申請は少ない状況にあります。また市町を通じて申請していただくので、市町とともにフォローさせていただいています。

（委員）ふるさと・水と土指導員がいる組織が対象となるので、限られた組織しか対象にならない。容易に申請できるような対応が必要であると思います。

（事務局）現状としてはそのような仕組みになっていますが、活動していれば指導員として認定できるようになっています。

（委員）棚田地域の振興のため支援していますが、棚田地域として定義はあるのですか。

（事務局）棚田地域振興法に基づく指定棚田地域は、西山と丸山だけですが、それ以外にも坂本と深野は棚田として認知されています。棚田を守るため活動している地域であれば、支援していきたいと考えています。

（委員）環境創造事業で取組が5期目になる組織もありますが、課題が解決しないのであれば他の地域を支援するという考えもあると思います。

（事務局）課題解決に向け計画的に取り組んでいるところではありますが、いただいた意見を参考に検討していきます。

（委員）スタンプラリーに参加された方が現地に出向いたかどうかの分析をしていますか。

(事務局) コロナ禍であり、現地へというよりは、魅力発信を目的に行いましたので、分析はしていません。今年度は少し工夫を加え、出向いてもらえるような仕組みを検討します。

(委員) コロナ禍のため、ふるさと・水と土指導員の研修等の場が中止となったようですが、課題はありますか。

(事務局) 情報交換をする場合は必要と考えていますし、年齢も高齢化していますので、若い方にも指導員となって活躍していただけるよう仕組みを考えていきたいです。

(委員) 新・田舎人の配布先に高校を加えてはどうでしょうか。

(事務局) 現状は、図書館、銀行、病院ですので、検討します。

(2) 三重のふるさと応援カンパニー推進事業について

・事務局より、事業内容、令和3年度の事業実績と令和4年度の実施内容について説明を行いました。

(委員) 協定は農林水産部として結ぶのですか、県として結ぶのですか。

(事務局) 県として結んでいます。

(委員) 関係人口の創出につなげたとありますが、どれぐらいでしょうか。

(事務局) 具体的には把握していません。

(委員) 休止中の企業の中には体制が変わっているところもあるので、あらためて掘り起こしが必要かと思います。

(事務局) コロナ禍で実施できていないところもありますので、フォローしていきます。

(委員) 協定終了の理由を分析していますか。実施中であってもリスクやメリットを把握することは今後のマッチングに生かせると思います。

(事務局) 把握していませんが、今後の参考ともなり得るので、分析、把握に努めます。

(委員) 現状、マッチングを待っている地域、企業はありますか。

(事務局) ニーズはありますが、双方の条件に合わないため、打開策を検討しているところです。

(委員) 関係人口の創出とありますが、地域の人手不足の解決にはなっていないと思います。内容を変更することはできるのですか。

(事務局) コロナ禍で活動が制限される中でも取り組める内容となっています。落ち着いたら、地域にとってメリットがあるような取組も相談しながら進めていきたいと思います。

(委員) メリットと課題と効果が混在しているので記載を検討してください。

(事務局) 検討します。

(3) 子ども農山漁村ふるさと体験推進事業について

・事務局より、事業内容、令和3年度の事業実績と令和4年度の取組内容について説明を行いました。

(委員) 受入協議会毎で受入状況に偏りがありますが、その理由を教えてください。

(事務局) 受入側の高齢化・人材不足により受入体制の継続が困難な協議会もあります。このため活動を継続していただけるよう、意見交換会等を開催し横のつながりを深めていくことを考えています。

(委員) 受入協議会の加入状況はどのような状況でしょうか。

(事務局) 県単独事業を創設し体験プログラムの開発支援等を行うことで受入協議会数は増えていましたが、令和元年度で事業が終了したため、新たな受入協議会はできていない状況です。

(委員) 県内で開業している農林漁業体験民宿の情報はありますか。

(事務局) 事業者の了解を得たうえで、いなか旅のススメ 2020 の冊子に掲載し情報発信しています。

(委員) 今後は紙媒体での発信とは別に県ホームページでの発信も重要と考えます。

(事務局) 今までは紙媒体の発信が中心でありましたが、今後は両方の充実を図っていきたいと考えています。

(委員) 受入実績は、コロナ前では毎年増えていたのでしょうか。

(事務局) 受入協議会の中でも体制が継続している組織、そうでない組織があるため、分析をする必要があるかと思えます。

(委員) グリーン・ツーリズムインストラクターの活躍が、受入協議会の支援にもつながるのではないのでしょうか。

(事務局) 活動が継続できるようさまざまな形での支援を考えていきます。

(4) 自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創事業について

・事務局より、事業内容と令和4年度の取組内容について説明を行いました(令和3年度は基金事業ではないため、実績については割愛)。

(委員) 「②観光三重の特設サイト」のターゲットは誰ですか。

(事務局) ターゲットは親御さんです。

(委員) 「①事前学習プログラム」は、先生がターゲットですか。

(事務局) 学校がターゲットです。

(委員) ターゲット(学習のスポット)となる場所は、①と②は重ならないようにされていますか。むしろ、必ず別にしていただきたいです。

(事務局) ①、②では別です。

(委員) ①は、教育委員会や学校向けになるので、たくさん一気に受け入れられるものでないといけませんし、自治体によっては行先が決まっていたりしますので、それを変えるのは結構大変なことだと思います。

②は、旅行会社を通さずネットで(親御さんが)ダイレクトに選ぶので安心感を伝えないといけないと思います。行けばリピーターになると思うのですが、行くまでに勇気がいるので、そういったところのフォローが必要だと思います。

(委員) ②は、「夏休みの宿題」と絡めると目を引きそうです。①の教育旅行は、今年行先を変えるのは難しいので、成果は2年後以降に現われるなど少し時間差があると思います。

(事務局) おっしゃるとおりです。①、②では全く違う戦略で考えています。「県内にはまだまだこんな所がありますよ」というのをアクセス数の多い観光三重で発信していきたいと思います。

(委員) ②のターゲットは保護者とのことですが、むしろ逆で、子ども自身がサイトを見て「行きたい」と言えるものにする方がいいかもしれない。

(委員) 光の当て方によってうまくいくのではという感じがしました。コンセプトが素敵だと、低予算で効果が期待できると思います。

2 日本型直接支払事業について

(1) 多面的機能支払事業について

・事務局より、事業内容、令和3年度の事業実績と令和4年度の実施内容について説明を行いました。

(委員) 東海農政局の抽出検査は、どのように選定されるのですか。

(事務局) 主に長寿命化の活動まで行っている組織の中から、東海農政局がランダムに選定しています。

(委員) 研修会における参加者の感想などは把握していますか。

(事務局) 生の声は把握していませんが、事務研修や安全研修の受講は活動期間において必須となっていますので、組織にとってもよい機会になっているかと思っています。

(委員) 県独自の取組はありますか。

(事務局) 推進に係る事業として、みえのつどいを開催しています。また、各組織の活動として、生態系保全、景観形成など、各組織が希望する取組を選択できるようになっています。

(委員) 対象面積と認定面積の違いは何ですか。

(事務局) 交付金の対象となるのは農振農用地であり、対象面積としています。また、白地も含めて活動することもできるので、対象面積より大きい認定面積としてカウントしています。

(委員) 組織を牽引するリーダー的人材が必要かと思いますが、育てる仕組みはありますか。

(事務局) 国が主催する農村振興リーダー研修への参加をアナウンスしています。

(2) 中山間地域等直接支払事業について

・事務局より、事業内容、令和3年度の事業実績と令和4年度の取組内容について説明を行いました。

(委員) 5期の伸び率がよいですが、その理由は何ですか。

(事務局) 体制整備単価(10割単価)を受給する要件の変更が、増加した要因です。また、農業生産活動等の継続ができなくなった場合の遡及返還の対象が緩和されたことにより、より取り組みやすくなったものと考えます。

(委員) 組織数が伊賀市において突出している要因はありますか。

(事務局) 伊賀市が全面的にバックアップしていることが大きいと思います。

(委員) 地域に反対者がいた場合は、どのように面積を認定するのですか。

(事務局) その方の面積を除外することもできますし、地域の方が代わりに活動することも可能です。地域の話し合いのもと決めていただきます。

(委員) 県として独自に何か取り組んでいますか。

(事務局) 相談などに対して、市町とともに適宜対応にあたっています。

(委員) 荒廃農地を含んで認定しているところはありますか。

(事務局) 活動期間内に林地化や農地として復旧することを条件に認定しています。

(委員) 特徴ある農産物を栽培しているところはありますか。

(事務局) 当制度を活用している地域では、水稻が中心です。

(3) 環境保全型農業直接支払事業について

・事務局より、事業内容、令和3年度の事業実績と令和4年度の取組内容について説明を行いました。

(委員) みどりのチェックシートによる取組状況の確認は行うのですか。

(事務局) 県や市町において取組状況を定期的に確認します。

(委員) G A P 認証を取得している農業者等には加算措置はありますか。

(事務局) 交付金額の加算措置はありません。

(委員) 加算措置等を講じれば、G A P 認証取得数も増えると思われるため、委員からの意見として、国に対して伝えてほしい。

(事務局) 承知しました。

(委員) 環境直払いは人に着目した事業とのことですが、人と人がどの程度の範囲でつながって事業に取り組むのですか。

(事務局) 農業団体等以外にも、隣接する市町の農業者どうしで取り組むことなども可能です。

(委員) 三重県における地域特認の取組は2つでよいですか。

(事務局) I P M、畦畔機械除草の2つの取組です。

■ 会議の公開・非公開

公開

■ 傍聴者・報道関係者

なし

■ 問い合わせ先

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農山漁村づくり課農地水保全班

担当：磯部、浦田、小栗 TEL 059-224-2551